

原材料価格高騰対応等緊急保証制度概要

制度内容

原材料価格の高騰等により経営環境が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、保証限度額の別枠化を行う制度です。

申込資格要件

以下のいずれかに該当する中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた特定中小企業者。

- (イ) **指定業種**に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- (ハ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

保証限度額

2億8,000万円

普通保険にかかる保証 2億円以内

無担保保険にかかる保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内

中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内

(注) 上記金額は一般保証の別枠

対象資金

経営安定に必要な事業資金

信用保証料率

基準保証料 0.8% (徳島県信用保証協会は0.7%)

手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、市産業振興課に認定申請書2部（その他必要書類を添付）を提出し、認定を受け、取扱金融機関または徳島県信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込んでください。

なお、委任状により取扱金融機関が代理で申請することも可能です。

申請・問い合わせは

小松島市産業建設部産業振興課

TEL (0885) 32-3809

原材料価格高騰対応等緊急保証制度に係る中小企業 信用保険法第2条第4項第5号の認定事務取扱要領

小松島市

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種（以下「特定業種」という。）に属する事業を行う小松島市内の中小企業で以下に該当する者。

- (イ) 最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。）が前年同期比3%以上減少していること。
- (ロ) 売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁することが困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。
- (ハ) 最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比3%以上減少していること。（算出困難な場合は、直近期とその前期の決算書等で比較）

特定業種は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について」によるものとします。特定業種の指定は3か月毎に更新されます。545業種に拡大最近3か月間は、申請月を含む6か月以内の連続する3か月間とします。

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書(イ)(ロ)(ハ)2通に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して小松島市産業振興課担当窓口へ申請してください。

なお、本人以外の方が申請に来られる場合は、委任状が必要となります。

平成20年10月31日から平成22年3月31日までに認定申請を行って下さい。

法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

共通	・ 決算書（確定申告書）の原本又は写し
5号（イ）	・ 履歴事項全部証明書等（個人の場合は住民票）の原本又は写し ・ 最近3か月間及び前年同期の売上高を確認できる資料（損益計算書、月別試算表、売上台帳等）
5号（ロ）	・ 履歴事項全部証明書等（個人の場合は住民票）の原本又は写し ・ 最近3か月間及び前年同期の仕入価格と売上高を確認できる資料（月別損益計算書、月別試算表、売上台帳等）
5号（ハ）	・ 履歴事項全部証明書等（個人の場合は住民票）の原本又は写し ・ 最近3か月間及び前年同期の売上高、売上総利益と営業利益を確認できる資料（月別損益計算書、月別試算表、売上台帳等） 算出困難な場合は、直近期とその前期の決算書等

- (2) 認定書は、認定申請書に小松島市の公印を押印して交付いたします。なお、認定事務は申請件数等により、多少日数がかかる場合があります。

- (3) 認定書（小松島市の公印を押印した認定申請書）は、保証付融資を申し込む際に金融機関経由で信用保証協会に提出してください。認定日から30日以内
なお、認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

【申請・お問い合わせは】

小松島市産業建設部 産業振興課（企業振興・商工港湾担当）
所在地：小松島市横須町1番1号 市役所4階
電話：0885-32-3809

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書（イ）

平成 年 月 日

小松島市長 稲田 米昭 殿

申請者
住所 _____

氏名 _____ 印

私は _____ 業を営んでいるが、下記のとおり、(販売数量の減少・売上高の減少)
いずれかを で囲む
が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2
条第4項第5号の規定に基づき 認定されるようお願いいたします。

記

売上高等

$$\frac{B - A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \text{.} \quad \%$$

A : 申込時点における最近3ヶ月間の月平均売上額等 _____ 円

B : Aの期間に対応する前年の3ヶ月間の月平均売上額等 _____ 円

(留意事項)

本規定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本規定の有効期間内に金融機関又は
信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

[申請に必要な添付書類各1部] 申請書は2通必要です。

- ・決算報告書(確定申告書)の原本又は写し
- ・履歴事項全部証明書等(個人の場合は住民票)の原本又は写し
- ・最近3ヶ月間及び前年同期の売上高を確認できる資料
(損益計算書、月別試算表、売上台帳等)

小産第 _____ 号
平成 年 月 日

上記申請書のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者名 小松島市長 稲田 米昭

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定申請書（口）

平成 年 月 日

小松島市長 稲田 米昭 殿

申請者
住所

氏名

印

（注1）

私は 業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E：原油等の最近1ヶ月間における平均仕入れ単価 円

e：Eの期間に対応する前年1ヶ月間の平均仕入れ単価 円

原油等が売上原価に占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C：申込時点における最新の売上原価 円

S：Cの売り上げ原価に対応する原油等の仕入れ価格 円

製品価格への転嫁の状況（注3）

$$\left[\frac{A}{B} - \frac{a}{b} \right] \times 100 = P \quad P = \quad \%$$

A：申込時点における最近3ヶ月間の原油等の月平均仕入れ価格 円

a：Aの期間に対応する前年3ヶ月間の原油等の月平均仕入れ価格 円

B：申込時点における最近3ヶ月間の月平均売上高 円

b：Bの期間に対応する前年3ヶ月間の月平均売上高 円

（注1）には、指定業種を入れる。（注2）上昇率及び依存率が20%以上。

（注3）P > 0となっていること。

（留意事項）

本規定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本規定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

[申請に必要な添付書類各1部] 申請書は2通必要です。

- ・決算報告書（確定申告書）の原本又は写し
- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書等（個人の場合は住民票）の原本又は写し
- ・最近3ヶ月間及び前年同期の原油等の仕入価格と売上高を確認できる資料（損益計算書、月別試算表、売上台帳等）

小産第 年 月 日
平成 年 月 日

上記申請書のとおり、相違ないことを認定します。

（注）本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者名 小松島市長 稲田 米昭

